

□大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行に当たっての留意事項について（通知）

平成9年2月12日 環大規第32号

各都道府県・各政令市大気保全担当部（局）あて
環境事務次官

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行については、平成9年2月12日付け環大規第30号をもって環境事務次官から通達するとともに、平成9年2月12日付け環大規第31号をもって大気保全局長から通知したところであるが、その他の事項等については下記のとおりであるので、これに留意の上、改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の施行に遺漏のないようにされたい。

記

第1 特定粉じん排出等作業の規制

1 届出について

法第18条の15第1項及び第2項の規定に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出については、届出を行う者が法人の場合には、原則として法人の代表者の名義による届出が必要であるが、代表者からの委任状を添付した上で、当該法人の事業所、支店等の長が届出を行うことは差し支えない。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）第10条の4第2項は、届出書に添付すべき書類に記載する事項を5項目規定しているが、同項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要（耐火建築物又は準耐火建築物の別、延べ面積等）並びに同項第3号から第5号までに規定する事項については、対応する欄（参考事項の欄）を届出書に設けたので、参考事項の欄に所定の事項が記載された場合には、これらの事項が記載された書類が届出書に添付されたものとみなすこととした（規則様式第3の2の参考事項の欄及び備考2）。なお、参考事項の欄に記載がなくとも、同項第1号から第5号までに規定する事項に相当する事項が記載された書類が添付されていれば、当然、適法な届出となる。

規則様式第3の4に規定する見取図と同様式の別紙に規定する見取図は、一枚の図面にまとめても差し支えない。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においては、吹付け石綿を除去する作業について労働基準監督署長への届出義務が規定されており（同法第88条第4項）、その届出に添付すべき書類が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第91条第1項において規定されているが、同法に基づき労働基準監督署長に届け出られ、受理された書類と、規則第10条の4第2項に規定する添付書類及び規則様式第3の4の備考1等に規定する図面との対応は、以下のとおりである。

- ① 規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況を記載した書類」は、安衛則第91条第1項第1号に規定する事項に該当する。
- ② 規則第10条の4第2項第2号に規定する事項を記載した書類は、安衛則第91条第1項第4号から第6号までに規定する書類であって、特定粉じん排出等作業の工程が明示されて

いるものに該当する。ここで、特定粉じん排出等作業の工程として明示すべき内容は、特定建築材料の除去、囲い込み、封じ込めの作業の工程及び作業場の隔離等作業基準に係る主要な作業の工程である。

- ③ 規則様式第3の4の備考1の見取図は、安衛則第91条第1項第2号に規定する書類であって、特定建築材料の使用箇所等所定の事項が記入されたものに該当する。
- ④ 改正規則様式第3の4別紙の備考4の見取図は、労働安全衛生規則第91条第1項第3号及び第5号に規定する書類であって、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所等の所定の事項が記入されたものに該当する。

このように、規則第10条の4第2項並びに様式第3の4及びその別紙に規定する届出書に添付すべき書類については、労働安全衛生法に基づく労働基準監督署長への届出書に添付される書類と概ね同一であることから、相当する事項が記載されていれば、労働基準署長への添付書類を届出書に添付して差し支えない。

2 既発通知の取扱い

建築物の解体等に伴う石綿による大気汚染の防止に関しては、昭和62年10月26日付け環大規第225号（以下「昭和62年通知」という。）により当職から各都道府県・政令指定都市大気保全担当部（局）長あてに通知しているところであり、その内容は現時点においても適切なものであるが、今回の法令改正により、その主たる部分は法に基づく制度となったため、当該通知は廃止する。

また、「建築物に使用されているアスベストに係る当面の対策について」（昭和63年2月1日付け環大規第26号・衛企第9号）により当職及び厚生省生活衛生局企画課長から、都道府県・指定都市衛生・環境主管部（局）長等宛て通知しているところであるが、当該通知のうち、昭和62年通知を引用している部分（Ⅱの4の部分）の取扱いについては、別途、両課長の連名により通知する。

第2 指定物質に係る措置

（省略）